

回 答 票

令和 7 年 8 月 21 日

以下の質問について、回答します

表 題	入札心得（入 札）に関しまして
質問事項	問 1 入札心得（入 札） 5 条 第 1 項において、『入札書は公告に示した日時及び場所に持参しなければならない。』とございますが、持参する者は入札者及び委任を受けた代理人以外でも問題ございませんでしょうか？ 問 2 また、代理人に関しましては、静岡県 の競争参加資格登録時に委任した代理人以外に委任を行っても問題ございませんでしょうか？
回 答	問 1 ・ 入札者又は委任を受けた代理人が入札書を持参する必要があります。 ・ それ以外の者が持参した場合、入札は無効です。 問 2 ・ 貴社の場合、入札参加資格登録時に提出した委任状に基づく受任者が入札者となります。※ ・ 入札者が、同一企業内の別の者を入札時の代理人とし、入札させることができます。その場合は、委任状が必要です。 ※貴社が入札参加資格登録時に提出した「営業概略書： 7 取引希望地域」には、本社（申請者）欄に取引希望地域の記載がされていないため、本社を入札者とすることはできません。

【問合せ先】

静岡県企画部企画課

E-Mail : kikaku@pref.shizuoka.lg.jp